

水土里ネット南相馬広報

みどり
水土里ネット

がんばっぺ!南相馬!!
南相馬土地改良区



第1号

2014年
6月16日発行



南相馬ソーラー・アグリパーク(ドーム型植物工場、太陽光パネル)

目次

- 理事長挨拶 2
- 第35回通常総代会開催
平成25年度補正予算・平成26年度予算について 3～5
- 役員・職員紹介 6
- 事業関係紹介・報告
「農山漁村被災者受入円滑化支援事業」 7～9
- 日本型直接支払制度の概要 10～11
- 事務局からのお知らせ 12

発行：南相馬土地改良区

〒975-0008

福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地 南相馬市役所東庁舎 1階

TEL 0244-23-4711 FAX 0244-26-1100

E-mail haradokai_city_minamisoma@yahoo.co.jp

ホームページ <http://midorinet-minamisoma.jp/>

理事長挨拶



南相馬土地改良区

理事長 渡辺 一成

梅雨の季節を迎えましたが、組合員の皆様、関係団体の方々には日頃より、運営並びに農業農村整備事業に対し特段のご理解、ご協力を賜わり心より厚く御礼申し上げます。

東日本大震災と原発事故により当地方の農業経営は壊滅的な打撃を受けましたが、同時に震災で尊い生命を落とされた方や今も避難生活を余儀なくされている方々に対し、喪心よりお悔みとお見舞いを申し上げます。

3.11大震災から三年が経過しましたが、本土地改良区は水稻作付け見合わせを踏まえて経常賦課金の徴収を休止し、東京電力(株)からの営業損害賠償金を財源に土地改良区の運営をして参りました。今年度より金沢北泉地区、原町東地区が復興基盤総合整備と災害復旧事業にて、更に原町南部地区についても災害復旧の県営事業として動き出し始めたところです。一方で国はTPPを踏まえ減反政策の廃止など農業政策が大幅に変革する施策、特に農地集積を加速化するための「農地中間管

理機構」が創設されました。このことへの対応として担い手の中核となる「法人経営体」の立ち上げなど、土地改良区としても組合員皆様のご理解・ご協力を得る積極的な活動が求められて来ております。

この様なことにより、組合員の皆様にはこれからの動きや取り組み状況についての確な情報を提供していかなければとの思いから、この度「土地改良区だより」を発行することになりました。四年前から開設しています「水土里ネット南相馬」ホームページにも目を通して頂ければ幸いです。

これからも南相馬土地改良区の円滑な運営と事業推進のために、役職員一丸となり努力して参りますのでより一層のお力添えを賜わりますようお願い申し上げます。

結びに、組合員皆様のご健勝をご祈念申し上げます、挨拶とします。



第35回 通常総代会開催

平成26年3月15日、第35回通常総代会を原町区福祉会館で行い、総代定数45名中34名が出席しました。

渡辺理事長からの挨拶後、南相馬土地改良区表彰式が行われ、その後議事に入り平成25年度の補正予算と平成26年度の予算について慎重に審議され、全42議案すべてが原案通り決定致しました。



南相馬土地改良区表彰

南相馬土地改良区表彰規程に基づく表彰が行われました。

今回、土地改良事業推進と土地改良区の向上発展に寄与されたとして境 勝明さん(上太田)、岡田 栄一さん(上太田)、故 遠藤 芳恭さん(金沢)、故 櫻田 房信さん(下渋佐)の4名がその功績により表彰され渡辺一成理事長より表彰状と記念品が手渡されました。



《審議された議案内容》

- | | |
|---------|-------------------------------------|
| 報告第 1 号 | 業務経過の概要報告について |
| 議案第 1 号 | 南相馬土地改良区定款の一部改正について |
| 議案第 2 号 | 平成25年度南相馬土地改良区一般会計補正予算について |
| 議案第 3 号 | 平成25年度南相馬土地改良区職員退職給与積立金特別会計補正予算について |
| 議案第 4 号 | 平成25年度南相馬土地改良区運営基金積立金特別会計補正予算について |
| 議案第 21号 | 平成26年度賦課金の徴収について |
| 議案第 22号 | 平成26年度南相馬土地改良区一般会計予算について |
| 議案第 23号 | 平成26年度南相馬土地改良区職員退職給与積立金特別会計予算について |
| 議案第 24号 | 平成26年度南相馬土地改良区運営基金積立金特別会計予算について |
| 議案第 38号 | 平成26年度南相馬土地改良区決済金特別会計予算について |
| 議案第 39号 | 平成26年度事業資金の借入及び借入先について |
| 議案第 40号 | 平成26年度一時借入金の限度額について |
| 議案第 41号 | 平成26年度歳計現金の預け入れ先指定について |
| 議案第 42号 | 平成26年度理事会の委任事項について |

※議案第5号～第20号、第25号～第37号は特別会計のため省略します。

議案第2号 平成25年度一般会計補正予算(平成26年3月15日開催 通常総代会承認)
収 入

単位:円

款	計
組 合 費	3,833,000
補 助 費	1,000
受 入 金	1,535,000
受 託 料	5,355,000
雑 収 入	80,052,000
繰 入 金	50,097,000
繰 越 金	29,770,000
計	170,643,000

※雑収入には東電(株)の賠償金が含まれます。

支 出

単位:円

款	計
事 務 費	118,343,000
選 挙 費	1,000
事 務 所 費	200,000
負 担 金	1,001,000
維 持 管 理 費	7,912,000
借 入 償 還 金	3,900,000
手 数 料	200,000
還 付 金	720,000
繰 出 金	5,200,000
予 備 費	33,166,000
計	170,643,000

議案第3、4号 平成25年度積立金特別会計補正予算(平成26年3月15日開催 通常総代会承認)
収 入

単位:円

職員退職給与積立金特別会計補正予算

款	計
繰 入 金	5,001,000
雑 収 入	14,000
繰 越 金	38,508,000
計	43,523,000

運営基金積立金特別会計補正予算

款	計
繰 入 金	60,001,000
雑 収 入	150,000
繰 越 金	73,700,000
計	133,851,000

支 出

単位:円

款	計
繰 出 金	22,340,000
予 備 費	21,183,000
計	43,523,000

款	計
予 備 費	133,851,000
計	133,851,000

※平成26年度より款の項目名が変更となっております。

議案第22号 平成26年度一般会計予算(平成26年3月15日開催 通常総代会可決)

収入 単位:円

款	計
土地改良事業収入	3,078,000
補助金等収入	1,000
受入金	834,000
受託料収入	1,000
雑収入	369,000
繰入額	48,772,000
繰越金	48,000,000
計	101,055,000

支出 単位:円

款	計
一般管理費	33,725,000
選挙費	1,000
事務所費	200,000
負担金等	1,300,000
土地改良事業費	4,602,000
借入金返済支払	2,800,000
手数料	200,000
還付金	1,000
繰出額	5,000,000
予備費	53,226,000
計	101,055,000

議案第23、24号 平成26年度積立金特別会計予算(平成26年3月15日開催 通常総代会可決)

収入 単位:円

職員退職給与積立金特別会計予算

款	計
繰入金	1,000
雑収入	14,000
繰越金	21,183,000
計	21,198,000

支出 単位:円

款	計
繰出金	1,000
予備費	21,197,000
計	21,198,000

運営基金積立金特別会計予算

款	計
繰入金	1,000
雑収入	150,000
繰越金	133,851,000
計	134,002,000

款	計
繰出金	20,000,000
予備費	114,002,000
計	134,002,000

※平成26年度より款の項目名が変更となっております。

役員・職員紹介

現役員は次の通りです。

理事定数 14名 監事定数 3名
 任期 4年
 自 平成24年3月1日 至 平成28年2月29日

(敬称略)

役職名	選任区	氏名
理事長	員外(石神地区)	渡辺一成
副理事長	第6区(太田地区)	境勝明
副理事長	第5区(大甕地区)	宝玉義則
理事	第1区(飯館地区)	古川信
〃	第5区(大甕地区)	鶴蒔清一
〃	第3区(石神地区)	牛渡隆夫
〃	第5区(大甕地区)	池田吉男
〃	第4区(高平地区)	横山元栄
〃	第3区(石神地区)	平田武
〃	第6区(太田地区)	武山正孝
〃	第3区(石神地区)	大甕逸朗
〃	第4区(高平地区)	脇本敏明
〃	第3区(石神地区)	志賀恒夫
〃	第2区(原町地区)	酒井盛男

総括監事	全任区(高平地区)	小林光吉
第一監事	全任区(太田地区)	木幡俊信
監事	全任区(石神地区)	石橋篤

職員は次の通りです。

役職名	氏名	業務内容
参事	米津教喜	全般
技術参与	川崎のり子	技術的指導等
業務主任	坂本洋一	事業の推進、事業施行地区業務全般、 維持管理関係等
臨時職員	但野峰子	
管理主任	平山智	総代会関係、会計関係、賦課金関係、 その他庶務全般等
主事	武田美香	
臨時職員	横山育美	

事業関係紹介・報告

ほ場整備事業

区画整備や水路、農道などといった農業生産基盤や、集落道路などといった生活環境基盤の整備を一体的に行い、効率的かつ安定的な農業経営の確立を目指しています。

またこれらの整備を契機に、地域農業の中核的役割を担う経営体(担い手)に農地の利用集積を進め、担い手が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を図っています。

事業名及び地区名

農山漁村地域復興基盤総合整備事業

(農地整備事業(経営体育成型)) 原町東地区

◇工種	区画整理工	◇事業量	整地工	318.4ha
◇総事業費	7,501,584,000円		道路工	41,090m
◇事業年度	平成25年度～平成27年度		用水路工(パイプライン)	33,915m
			排水路工	50,193m
			暗渠排水路工	283.9ha
			客土工	73.6ha

◇事業負担区分の予定

負担分	負担率	金額	備考
国	75.00%	5,626,188,000円	
福島県	13.75%	1,031,467,800円	
南相馬市	11.25%	843,928,200円	
受益者	0.00%	0円	
計	100.00%	7,501,584,000円	10a当り2,356,000円

◇地元負担額の方法 該当なし

事業名及び地区名

農山漁村地域復興基盤総合整備事業

(農地整備事業(経営体育成型)) 金沢・北泉地区

◇工種	区画整理工	◇事業量	整地工	52.8ha
◇総事業費	1,117,000,000円		道路工	7,188m
◇事業年度	平成25年度～平成27年度		用水路工(パイプライン)	9,753m
			排水路工	10,775m
			暗渠排水路工	8.5ha
			客土工	20.1ha

◇事業負担区分の予定

負担分	負担率	金額	備考
国	75.00%	837,750,000円	
福島県	13.75%	153,588,000円	
南相馬市	11.25%	125,662,000円	
受益者	0.00%	0円	
計	100.00%	1,117,000,000円	10a当り2,115,530円

◇地元負担額の方法 該当なし

助成金事業

土地改良区では受益地内の農業用施設の適正な管理を図るため、各地区の水利組合が行う南相馬市から補助金を受けた事業に助成金(15%以内)を交付しています。

用水路・排水路の整備や、堤体の修繕、水門ゲートの補修などをを行い安定的な営農ができるよう努めています。

『かんがい排水事業(益田・大迫ため池)』



施行前



施行後

理事長の活動

第36回全国土地改良大会in北海道(平成25年9月11日)に参加しました。

「水・土・里かがやく北の大地 明日を担う土地改良～食と農業・農村の未来を確かなもの～」をテーマに開催され、理事長は「津波と放射能にまねねえど!沿岸農地の復興と農業再生に向けて」と題して基調報告を行いました。

南相馬市の現状、特に原発事故による放射能被害を中心に報告し再生可能エネルギー、太陽光発電と農業再生を結びつけた南相馬ソーラ

ーアグリパークなどの農地復興、農業再生の取り組み事例を紹介し、全国からの引き続き暖かい支援を訴えました。

北海道大会では本土地改良区の理事長が農林水産大臣賞を受賞しました。



会場の様子



6名の表彰者

避難先や他の地域で営農を考えている農家の皆様へ

雇用・住まい・農地等の受入情報を提供します

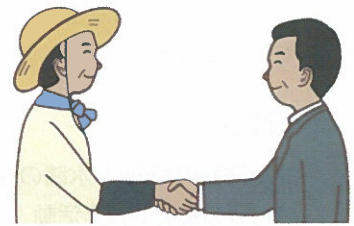
農山漁村被災者受入円滑化支援事業紹介

- ・他地域に移転して営農を再開したい・・・
- ・地元に戻ることができるまでの間、営農したい・・・

- ◆ 現在の避難先の近くで、農地を探したい方
- ◆ 出来るだけ元の居住地の近くで農業を再開したい方
- ◆ 見通しが立たない中で、迷ったり、悩んでいる方 など

下記まで、お気軽にご相談、お問い合わせ下さい。
本事業では以下のような支援を行っています。

- ・個別相談等により、移転希望先等の意向の確認を行います。
- ・要望に沿った受入れ情報を農林水産省のデータのみならず、関係機関等からも受入れ情報を収集して提供します。
- ・農家の方々等の意向を踏まえて、受入れ地域との調整を支援します。
- ・受入れ地域の農地等の**事前調査に必要な旅費等を支給**します。
- ・営農支援制度などを紹介します。



例えば新潟県津南町では・・・



新潟県津南町では、**被災農家の方を対象**(おおむね50歳未満)に、営農への支援を実施しています。

《農地》

町内の畑約60haを津南町農業公社が斡旋し、最大**5年間無償**で提供します。

《住まい》

民間住宅が借り上げ、家賃は**最大5年間無償**で提供します。

(5軒で約30人程度の入居が可能。)

また、一戸当たり**最大3年間の生活支援**を行っています。

農林水産省では、被災されたり、避難されている皆様に対し、**農業関係の雇用、住まい、活用できる農地等に関する受入れ情報**を収集・提供しております。

受入情報の提供数
(2013年7月31日現在)

雇用	◇農林水産業関係団体:286社・法人 476人募集
住まい	◇空き家・空き室、農家民宿等:2,019戸
農地等	◇農地:351ha 等



本事業は、農林水産省の公募により選定された全国土地改良事業団体連合会が実施主体となり、被災県の土地改良事業団体連合会及び当該市町村内の土地改良区等の協力・支援のもとで実施しています。

◇全体問合せ	全国土地改良事業団体連合会 企画研究部	03-3234-5480
◇県問合せ	福島県土地改良事業団体連合会 総務企画部	024-5335-0371
◇市内問合せ	南相馬土地改良区	0244-23-4711

日本型直接支払制度紹介

農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して支援します。
平成26年度は予算措置として実行し、所要の法整備を行った上で、平成27年度から法律に基づき実行する予定です。

《創設》

農地維持支払

多面的機能の共同活動を支援します。
※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押し

支援対象

- ・ 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・ 農村の構図変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等

《組替》

資源向上支払

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援します。

支援対象

- ・ 水路、農道、ため池の軽妙な補修
- ・ 植栽による景観形成、ビオトープづくり
- ・ 施設の長寿命化のための活動 等

※現行の農地・水保全管理支払を組み替え・名称変更となります

多面的機能支払(農地維持支払・資源向上支払の概要)

● 制度のポイント

農地維持支払は、

- ① 農業者のみの活動でもOK (非農業者の参加を必要としない)
- ② 農業生産を営むために不可欠な基礎的な保全活動を支援するなど、農業者が取組みやすい制度です。



交付単価

(単価：円/10a)

都府県	①農地維持支払	②資源向上支払 <small>※1、2</small>	①と②に 取り組む場合	③水路資源向上 支払 <small>※3</small>	①、②及び③に 取り組む場合 <small>※4</small>
田	3,000	2,400	5,400	4,400	9,200
畑 <small>※5</small>	2,000	1,440	3,440	2,000	5,080
草地	250	240	490	400	830

※1：現行農地・水保全管理支払の5年以上継続地区については、従来の農地・水保全管理支払と同様75%単価が適用される。
 ※2：②の資源向上支払は、①の農地維持支払いと併せて取り組むことが必要。
 ※3：水路や農道などの施設の老朽化部分の補修や施設の更新。
 ※4：更に③の資源向上支払に取り組む場合、単価は都府県・田の場合4,400円/10aが上乘せされる。①、②及び③を一緒に取り組む場合は、②の単価は従来の農地・水保全管理支払と同様75%になり、都府県・田の場合、合計で9,200円/10aとなる。
 ※5：畑には果樹園を含む。

対象活動

農地維持支払

○次の①及び②の双方に取り組む場合が支援対象です。

①地域資源の基礎的保全活動

- ・点検・計画策定、実践活動は、協定に位置づけた農用地、施設について毎年度実施（一部、点検結果に基づき実施の必要性を判断）

②地域資源の適切な保全管理のための推進活動

- ・構造変化に対応した体制の拡充・強化
- ・保全管理構想の作成 等

〈主な活動例〉



点検・計画策定



実践活動



研修

資源向上支払

①地域資源の質的向上を図る共同活動

- ・施設の軽妙な補修は、協定に位置づけた全ての施設等について必要な取り組みを毎年度実施（一部、点検結果に基づき実施の必要性を判断）
- ・農村環境保全活動は、取り組むテーマを1以上決めた上で、そのテーマの計画策定、啓発・普及及び実践活動をそれぞれ実施
- ・多面的機能の増進を図る活動は、防災・減災力の強化や農村保全活動の幅広い展開（高度な保全活動又は2テーマ以上の農村環境保全活動を実施）等を実施

②施設長寿命化のための活動

- ・農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等の活動を実施

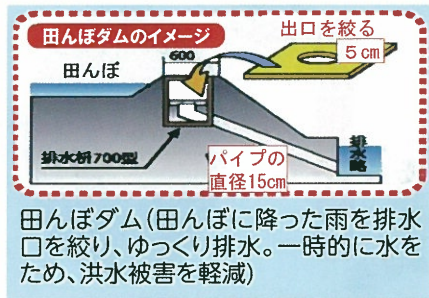
〈主な活動例〉



施設の軽妙な補修



農村環境保全活動



田んぼダム(田んぼに降った雨を排水口を絞り、ゆっくり排水。一時的に水をため、洪水被害を軽減)

多面的機能の推進を図る活動

日本型直接支払制度Q&A

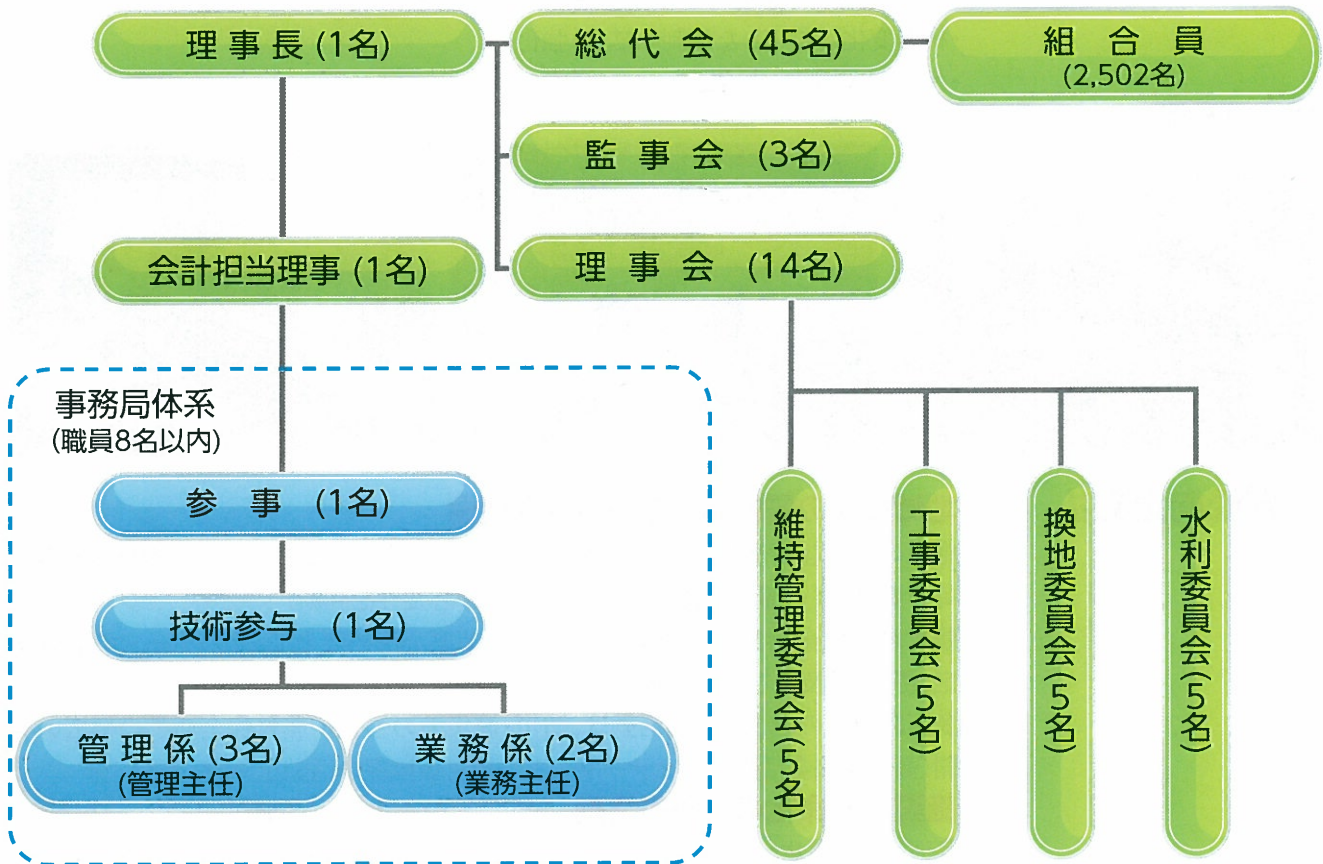
Q. 交付金は、何に使ってもよいのですか。また個人に支払ってもよいのですか？

A. 農地維持支払の交付金は、農地、水路、農道等を共同で保全管理するコストに対して活動組織に支払うものであり、活動計画書に記載された活動であれば、交付金の用途は極力地域の自主性に委ねる方向で考えています。したがって、共同活動に必要な資材の購入等の用途に充てるほか、個人が出役した場合に日当に支払うといったことが考えられます。

事務局からのお知らせ

H26.6

組織図



新規職員紹介



管理係
主事 武田 美香

平成26年4月1日付けで新規職員となりました武田美香です。
これから南相馬土地改良区の発展のため職員として頑張ります
ので、よろしくお願い致します。

農地の異動、組合員の資格交替があったときは 土地改良区へ届け出をお願いします。

- ◎組合員が農地を譲渡又は取得した場合
- ◎組合員が死亡した場合
- ◎被災者が住宅再建し住所や組合員名を変更する場合
- ◎経営移譲した場合
- ◎農地転用する場合は転用決済金が必要です

編集にあたって

農作物価格の低迷や農業従事者の高齢化の課題に加えTPPへの交渉参加など現在の農業を取り巻く状況は厳しくなっています。

南相馬土地改良区は、今後も事務経費削減に努め、農家の負担軽減に取り組んでいこうと考えています。

組合員の皆様方のご意見、ご感想をお待ちしております。